

広情個審第27号
令和7年6月24日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 田邊 誠

公文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

令和6年9月2日付け広都機第69号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第384号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

令和6年9月2日付け広都機第69号の諮問事案（諮問第384号事案）

令和6年7月12日付けの公文書開示請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同年7月26日付け広島市指令都機第34号で行った公文書部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）に対する同年7月29日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関が上記開示請求に対して行った本件部分開示決定は妥当である。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書等における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

実施機関が行った本件部分開示決定を取り消すとの裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 本件開示請求の対象文書「広島商工会議所ビル 財産交換後のテナントの契約の推移」（以下「本件文書」という。）は、商工会議所とテナントとの契約内容（普通借家契約か定期借家契約か等）をただ単に件数を表にしたものに過ぎず、これを開示したからといって、具体的なテナントの名称が分かるものではなく、何ら法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するものではない。

イ テナントの名称について不開示であることに異議を唱えるものではなく、仮に備考部分に、テナント名が記されているのであれば、その部分を開示しないことにすれば十分であり、少なくとも、「営業委託」、「普通借家」、「定期借家」の確認時点ごとの件数は開示すべきである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書等における主張は、おおむね次のとおりである。

ア 本件文書は、市と広島商工会議所が令和3年6月25日付けで締結した財産交換契約に基づく財産交換（以下「財産交換」という。）により市が取得した広島商工会議所ビル（以下「本件ビル」という。）における財産交換後の本件ビルのテナント契約の推移を記録した書類である。

イ 本件文書の記載のうち、不開示とした箇所は、法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公

共同体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの（広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）（以下「条例」という。）第7条第3号アに該当）である。

ウ 本件文書には、広島商工会議所とテナントの間で締結される契約形態の内訳及びテナントの名称が記載されており、法人等の営業活動の内容に関する情報が含まれていた。

これが公になれば、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例の規定に基づき不開示としたものである。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 条例第1条及び第3条の規定について

条例第1条は、「この条例は、市民の知る権利を尊重し、市民に公文書の開示を求める権利を保障する等市政に関する情報の公開について必要な事項を定めることにより、市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政参加を助長し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した市政を推進することを目的とする。」と定め、条例第3条は、「実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を求める権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」としている。

(2) 条例第7条第3号の規定について

条例第7条第3号は、不開示情報として、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。」と規定している。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 本件部分開示決定における不開示情報について

当審査会が見分したところ、本件開示請求に対して開示しないこととした部分（以下「本件不開示部分」という。）は、テナントの契約形態の内訳及びテナントの名称である。

本件不開示部分のうち、テナントの名称の不開示については請求人から異議の申出がなく、テナント契約形態の内訳の不開示について請求人は不服としているものと考えられることから、テナント契約形態の内訳の不開示事由該当性について検討する。

(4) 条例第7条第3号該当性について

ア 当審査会が見分したところ、本件不開示部分は、本件ビルにおいて広島商工会議所と法人等又は事業を営む個人の間で締結されているテナント契約について、財産交換後の契約件数の推移を記載したものであり、月毎の契約形態別の件数が記されている。

イ 契約形態別の契約件数が公にされると、本件ビルにおいて広島商工会議所とテナント契約を締結している法人等又は事業を営む個人（以下「テナント契約者」という。）は、他のテナント契約者の契約形態のおおよその状況を把握することができる。それにより、テナント契約者が広島商工会議所に対して他のテナント契約者と同様の契約形態を求めるなど、広島商工会議所は、テナント契約に係るテナント契約者との交渉において不利な立場に置かれ、その事業運営に支障が生じるおそれがあると認められるから、本件不開示部分を公にすると、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるといえる。

ウ 以上のことから、テナントの契約形態の内訳を条例第7条第3号により不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(5) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
R 6 . 9 . 2	広都機第 6 9 号の諮問を受理（諮問第 3 8 4 号で受理）
R 7 ・ 4 ・ 1 5 (第 1 回審査会)	第 3 部会で審議
R 7 ・ 5 ・ 2 0 (第 2 回審査会)	第 3 部会で審議
R 7 ・ 6 ・ 1 7 (第 3 回審査会)	第 3 部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
福 永 実 (部会長)	広島大学大学院教授
松 田 健之介	弁護士
山 中 和 久	株式会社中国新聞社論説委員室主幹